

新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急経済支援金のご案内

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、本市においても経済的な影響が生じていることから、特に大きな影響が出ている業種に対して、「陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急経済支援金」を創設しました。

交付要件等は下記のとおりです。

記

支給対象

- ・市内に事業所を有する宿泊業、飲食業、タクシー・運転代行業、酒類小売業免許を有している者であって市内宿泊業者並びに飲食業者に酒類を納入している者

支給金額

- ・正社員の数が10人以上 30万円
10人未満 20万円

持参していただくもの

- ・申請書
- ・通帳（口座番号等が確認できるページの写）
- ・印鑑
- ・業種を証明することのできる書類の写（飲食店営業許可証、旅館業許可証など）
- ・正社員が10名以上の場合は、従業員名簿等の確認書類

申請方法

- ・以下の場所にて、申請の受付を行いますので、上記の必要書類等を持参の上、お越し願います。
日時：令和2年4月20日（月）～令和2年4月24日（金）午前9時～午後5時
場所：陸前高田コミュニティホール大会議室
- ・4月27日（月）以降は、土日祝日を除き、陸前高田市役所 地域振興部商政課（4号棟1階東側）で受付を行います。
その他、ご不明な点がございましたら、市役所地域振興部商政課商政係まで御連絡下さい。

（お問合せ）

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石 42-5

地域振興部商政課商工係

TEL：0192-54-2111（内線 435）